862
1

ガラス使用

渡天[illegible]

渡天物語

[illegible]

此義

渡天物語

862-1
(97)

天竺物語

播州播磨国高砂塩町徳兵衛
寛永三丙寅年生年十五歳ニ而天竺へ
渡海仕候物語之写シ書

一 私十五歳ニ而天竺へ渡り申候ハ京都角倉
与市殿ト申仁之東船ニ船頭前橋清兵衛ト
申仁ニ私儀も相雇渡海仕候天竺所々之様
子委敷相記申候

帝國圖書館藏

一 長崎ゟ女嶋男嶋迄舟六日其ゟ高砂迄
六百里但シ高砂国之廣サ七百里余依国之
都ゟ十二三里程沖ニうくうゑんと云嶋二ツ有
是迄日本ゟ南国ニ当り申也高砂ゟ六百里西ニ
当り申也へいかんとうの口天北川と申所見るに
来り申也依天竺之川流り広原舟縁以後南
大くるま小くるまと申白崖ニ申也是迄八日本之小舟計り
白是国ゟ高る時斜方角を宿叙当り申也
依是ゟ大くるま小くるまの二百里を宿叙（ヒガシ）当り申也天の
川を三百里南ニ当りごかうのちかと申と見高ニ来り
申也是南京之境目ん是ゟ西ニ当りかうちうの放
鶴ケ嶽と申所ゟ大山見へ申也此所達磨大師
此たん生の所是ゟ四百里西ニ当りちやんぶのくに
ちうと云嶋有是ゟ四百里又南ニ当りかいおう
ちやの上（ノボル）こんとう嶋と申嶋を見高ニ来り是ゟ
二百里南ニ当り志やむのしやむ嶋と申嶋有是ゟ

八百里乾（タイロ）去り候ハ天竺摩掲陀国之流沙川の
口迄長崎より二千八百里有之由ニ
一 暹羅国流沙川の口より二百里川上へ上りそれよりハ
中城と申所ニ日本より之御朱印船ニ而摩掲
陀国之都ニ罷越候て祇園精舎へ参候ての所ハ其里
なんと申城ゟ城ゟ是ゟ又六十里川上へ登候てハ
城と申城ゟ此所ニ背付（ソノカコ）空有文殊
菩薩以前常念仏也是ゟ又六十里川上に
登り都ゟ大河と申有之是ゟ流沙川の迄七十里
一 ては大きいと申寺ゟ祇園精舎ハ背有之候
長者の屋敷ん但之むし一国の長者ゟ有之由ニ
一 長サ六里宛の釈迦堂二ゟ有て屋鋪ハ今
御堂迄七里有所ゟ有之ん五有釈迦ハ長釈迦
寝釈迦二所有之へ仏之以二て立有之候
東向右釈迦ハ北向寝有之八祇西面ニ寝
釈迦の小指の厚サ二尺有之堂の柱有之の

ガラス使用

大(サ)十丈人手を引合(セ)て十四度廻り候を渉く二分
一根廻り申候是より堂之前の内幅ハ四方の通町
三前有之釈迦堂町と云彼岸ハ佛ハ皆々山ヲ
堀り被掘(キ)を以て御堂御所以作り被成是皆佛之
作り被成由今ニ有之諸人参詣の者多(こ)有之
堀(ハリ)を銅ニ而御堂御所本堂へいたし候中ニも石
金佛のやうに相見へ申候佛三ツの六七十里つし
ある(サ)十里餘り有之大摩竭陀国の海上より
見(ハ)へ申候彼之釈迦堂の四方ニ仕候此外に山と申
所之とかく近辺ニ山も見へ不申候国之
奥ニハ高山多く候処海上より見へ不申候
但(こ)天竺ニ而ハ六町を壱里といふ也（天竺ハ大国の事成故壱千と申）
（石数もめ為二の成り諸計ハ候之国中の壱町の積り）
（其外ハ高之成の壱里ハ六町究り いく二の成ぬ）

一都より四十里川上ニ霊鷲山有り山の高(サ)壱里
餘り有幅八町長(サ)十六町有之岩山なり其岩の上ニ佛
作り被成候石仏有之此岩仏高(サ)不知ある佛体御仏像

ガラス使用

我等舟ハ右ヨリ但ミ郷へ入、見鶏足山ヘ三千四百里の

間三ヶ月来ル、四月末ニ市立申ス、天竺の八日市ト

申ス所ハ市のるいん、是より五十二里川上へ上り、座禅石ト

申ス岩アリ、其岩の高サ二十四丈有之、由其岩流沙

川の中へ上ハ出ル掛り、長申ス其岩の上ニ釈迦佛座

禅なされ候座禅石といふ也、流沙川の上へ

構かゝり申ス上ニ佛殿ニ御堂あり、佛ト座禅

之称返一ヶ所あり、佛座禅石ヨリ三里程下り

ごんが川之口、かゞやちやと申ス、佛ごんが川の遠

奥とハ、千五百里程有之、流沙川ハ七千五百里

川上ヘ大海と申所より八百船参り申ス、是ハ川

上へ船登り通ニ、ヨソハ但水母ヶ川上ハ荒参申ス

川下ヘ川上ニの原流、頭より六所通ハ余り

より仕通て着ゆ之ヘ、元彼の川上だんどく山へ

参系、涅槃しめん

一

茶や繁くこん、ごん川ひろさと申ホの口所ハ八

天竺来申の所ハ先ハ佛如来の霊鷲精舎出
申外先今又於天竺来申候ハ毗羅羅と申す
佛如来の草類也鮮の札當申ハ摩揭陀
国の来申に南瞻部州きうせきあり成案
之方にねらんだいあるとあるなんまうす
ありたかうとうん有り凡十里ほと有之由也

一 霊鷲山の祇寺た羅やうの木の葉を毎年
壱通ツヽ當申ハ日本ニ為取十輪寺ニ小書之而
佛在世の時ハ経法を諸佛閻浮書写致たら
やうの木の葉に文字ハ書候ていやたいの長さ
弐尺立申弥陀帰朝の後十輪寺ニ持参而
今付猶ニ取佛ハ先ハ霊鷲山ハ参る所也

一 私ハ天竺ニ渡て仕候ハ寛永三丙寅年十月
十六日ニ長崎を出船日本ニ帰朝ハ中一年延
当仕三年目四月三日ニ龍取川ニ着船仕候
八月十三日ニ長崎へ着岸仕候彼渡海之船也

一 我ら乗候舟人数三百九十七人加ニ船に
大こくきする暹羅住候
天竺渡り申時は年中に来る渡り出て候暹羅
住候霜月十日に長崎福田と出船仕二月
十八日摩揭陀国江着候八月十八日に暹羅住候
請渡り申時も木らんどく唐人寄り候船ニて渡
海仕候長崎ニて唐人寄り唐人また川原と
申せひろうと存候と申ノ人長崎者にて木らん

一 大船八艘より船と人数三百八十四人渡り申候
万里の瀬と申ハ南京北京との境の内にて候
かもれと万里瀬と申合のもれん流瀬のうち十五里
万里の瀬多かたうのうちに是は瀬ん丑寅分
来申ニ三千五百里流れ申瀬也

一 摩揭陀国の内唐人ニまち候と申数
合唐人千里究わりんとふ来のて三千五
百里ありかくとう待れ御物程ての御座
候申候

ガラス使用

一 天竺之内熱地ある所堆木仕所車ある仕所太暑
之時分ハ東ノ方風吹候而木乃伊（ミイラ）ニ成申候
由熱ハ申候處氣を去りて後東ハ象[illegible]為引
申候此車あるよし申候

一 何ハ小ニ椰子と申菓（コノミ）有かくのことく八利あり
ことしあり二ツニ割ハ外の六合程有之候
毒（トク）消（ケシ）の為右ニかくします木を汁り壱貫
仕候 但六合程茂入申候根壱毎米六升

壱貫仕候 但椰子二ツ割ハ水六合程十有
（右之椰子ハ二ツニ割ハ中之西肉之宮有ニ六合計十有
積り申候ヘハ割かくに米六合程十合申候此仕の
[illegible]壱分有六斗六升森
余十ハ未之出居有申候）

一 中天竺之内天竺ニ六根伽羅山ある是ハ国王ノ分
御座候右此山ハ大分きやうある申ある
ゐんかうまはりと申所ニある申候きやうある
八月伐（バツ）り木ハ六月より近上の皮とそり悪（ア）薬
石ハ沈（ジン）磨羅那（ナ）盤（バン）と申候銘木ときやうと申候

一 珊瑚珠ハ龍砂川の口ニごんが川の口南京より
出る川口ニ有 庭ニ有之 形ハ月十五夜の夜
月の光にてらすごとく上ル也 それに見えしを取也

一 摩竭陀国ニハ松ハ無之 志ゆろんてんしんなどの
樹木有之 竹ハ大分ニ有之 大サ一かゝへばかり
差廻り申 竹のうつほ細し 小指の廻り程
穴ん竹しのある六尺脇ニ有之 如何家
之指程河竹ニ竹を皆用ひ申也

一 家作りハ三階作り 壁ハ石灰之言サ 能紙ニて屋
根ニこけらふき かわらふきなる也 蔵造ニ画之

一 人からハ日本人ニ似せ 髭生有けしき
是ハ見申 男ハ耳ニ金をさげ 上ニ髪
並南蛮之風ニ仕 女ハ髪をはやして並
きやらの油を付 身ニ油を付申由 凪與
取扱 髪ハかしらにとがりてまとい 掛
ちだんの様成物前ニかけるをとりて後ニ下

ガラス使用

帯をとくにして上ニあて申して十徳之様成物
着申候女の乳張ハかくし帷子也

一 男ハひのとこめんと云海於庖丁のことく成を
指ニ天官上下共冠着申候上官ハ以金のやう
らく下官ハきんちうのやうらくん

一 在家ハ女ハ海辺ニ居世を海辺又男茂海辺ニ住
居之中ニ以しまり所殿ニ男ハいそき来る
寿かくと十念仏ハ在家たりとも念仏

此辺所殿ニ寿かくと申ハ仏之此名を唱ヘ申候

一 俗人ハ日本人を見候ハ合掌して寿かくと云て
許ニ敬申候是ハ日本ニ善光寺如来此土ニ被成
来候住人ニ而有之と敬申候善光寺之
如来ハ元ハ此仏ニ而異国人ナ拝ミ外老之（申候）

一 三四月今之七月比大ニ涼敷ハ九月今十月比ハ
日本ハ殊ニ外暑気張ク別る事ハ茂繁ク
一日ニ三度計り冷水あびせ申候八二三度ハ手申候

一 白銀ハ所々吹ヲ出シ申候日本之銀ハ二割引ニ通用
仕候切口極申ヲ打秤（かかり）ニ入出シ申候銭ハ日本ノ如ク通（用い申候）

一 米ハ春植付三月刈取申候又六月と十月と一年ニ
三度宛米ニ取成申候後之三度ハひつちの如ク（ニ）
御座候稲後ホ二番目ハ宜申候米ハ中米六月
取米上納仕候藁（ワラ）末ハ刈り捨ニ仕候米入物ハ菰莚
叺（カマス）米四斗ノ升ニ籾殻入申候様見ヘ申候藁末
私無之縄茂藁縄ニ米之つもりハ一番ハ六斗
二番ハ四斗三番ハ三斗程ニ取申候何連之作物
穀類仕候得共後取申候上ハ見ニて参申候あまり
ひえ無之大豆小豆瓜茄子牛蒡仕ニて不申候風味
日本同前ニ而白瓜ハ無御座候

一 獣ハ獅子虎象多御座候象ハ国中ニ象飼
居を捕飼ニ仕申候象ハ軍陣之時ニ用申候
深捕申候而象ニ荷付之申候夜中星出申
と云事無之申ニ付牛ハ無之水牛ハ多御座候

一　田畑ハ水牛を仕申候　車ハ馬ニて申候　猿ハ在

一　麝香ノ大ハ鉄炮ニて打殺　其後壺（ツボ）ニ入土中ニ埋置候へハ

後掘出し商賣ニ仕候　天竺人ハむさひと申嫌ニ

申候　豹（ヒヤウ）とか申者　虎のやうニ能似れ物にて候　是も見

當り次第ニ打殺ニ申候

一　龍度川ニ鰐鮫鱶抔数多居申候　又此川蛇多

有之当るり元所あひ申村行当志らゝことを加き

其内ニ有所あひく当り自然と蛇ニ取れる事も

有之候時ニて此所の王ニ申上文字を調世尊

川上ゟ流し候へハ其より後ハ海上ニ出申由なんびやう

仕候ゆへ納り申候　龍度川ニ蛇ハ数遊如来之呪銘

法を聴文仕候故其何ゟ前後ニ申候　又孔雀

鳥家々の庭ニ飼置（コキ）申候　蛇ハ人ニ毒成者を

鳳凰ハ空ヲ飛翔りて孔雀鳥をとり申候　依之鳳

凰を見付候て家ニ遊申候　其所ハ庭ニ

掃ひ家ゝニ庭ニ居申候

ガラス使用

一 鳶（トビ）烏（カラス）ハ鳶之烏ハ白ク候得共日本之烏ト違候ハ
物ハ傘蚊屋銅扇子ねつ之物諸道具迄之
一 天竺ハ日本ト賣買之様柄ハ京小屋柄茶程
伽羅鮫モ外ニ無之物ニ賣買御座候
一 天竺ハ山田仁左衛門と申者暹羅國之國主ニ
是ハ日本ゟ之御朱印致申仁也生國ハ伊
勢山田御師之代官ニ候所右之人なり
徒（イタヅラ）成儀仕候付以後暹羅ヘ渡り大名仕
打果候而も其渡り船ニ乗之候ニ付名高
く其後ハ諸国ニ而度々之軍陣ニ被手柄
名國王之聟ニ成候ハ左候と申日本之大名ニ
候處左様親ハかうちんと申是侍大将なる也
名乃以今ニ子孫續仕候様山田白
書付之和唐ニ而只今親類も有之者也
天竺（ニテ）數業之事
一（ツトハ）ウンカ二（ツトハ）ドウス三（ツトハ）テレス四（ツトハ）クハトロ

五ツトハシヒく　六ツトハセイく　七ツトハセイテ　八ツトハコモテ
九ツトハヒ　十トハニテ人　百トハヘニテキ　千トハヤセン
万トハトンクれにかそひ申也

唐七帝

乗クチウ　ホツチウ　テンモンカラ之國　カントウ
ナンキン　シヤバ　大カヒ　此七帝也
中天竺ノ名
トンキン　カウチ　此國ハ達磨大師ノ誕生ノ所也
ルスン　乗ンハル　カボウチヤ　此五天竺也

一　天竺山田仁左衛門　竹中采女と申者高砂
御奉行衆之度渡り申候故右之様ハ噺承申也
承候書付隠密仕候此外他國へ候敷之
于今我等之屋右之譯名不聞候然ニ仕候右
御奉行衆ぐんどくせんへ書付申差渡して
其之本へ注留申也右御朱公吉案之
渡入乃法名宗信と申候其之相綴之筆

元禄紀之相違有之候也此分紀元之通也

天竺江渡船此外之人数

角倉与市郎 茶屋四郎 平野荒居笹龍令

紅屋末積平孫 高木作右衛門

肥前国長崎此書毎年代り

五十二万石松平筑前守 筑前福岡ニ[illegible]合二百九十八也

三十五万七千石松平丹後守 肥前佐賀ニ[illegible]合二百九十也

国分町此者奉行

三千石石川土佐守 千三百石日下部丹波守

此貫目石延八丈

寛永三丙寅年ゟ享保十九甲寅年迄百八年ニ成ル

寳暦七丁丑年仲春廿八日写書
飯野村板倉行覚

862
1

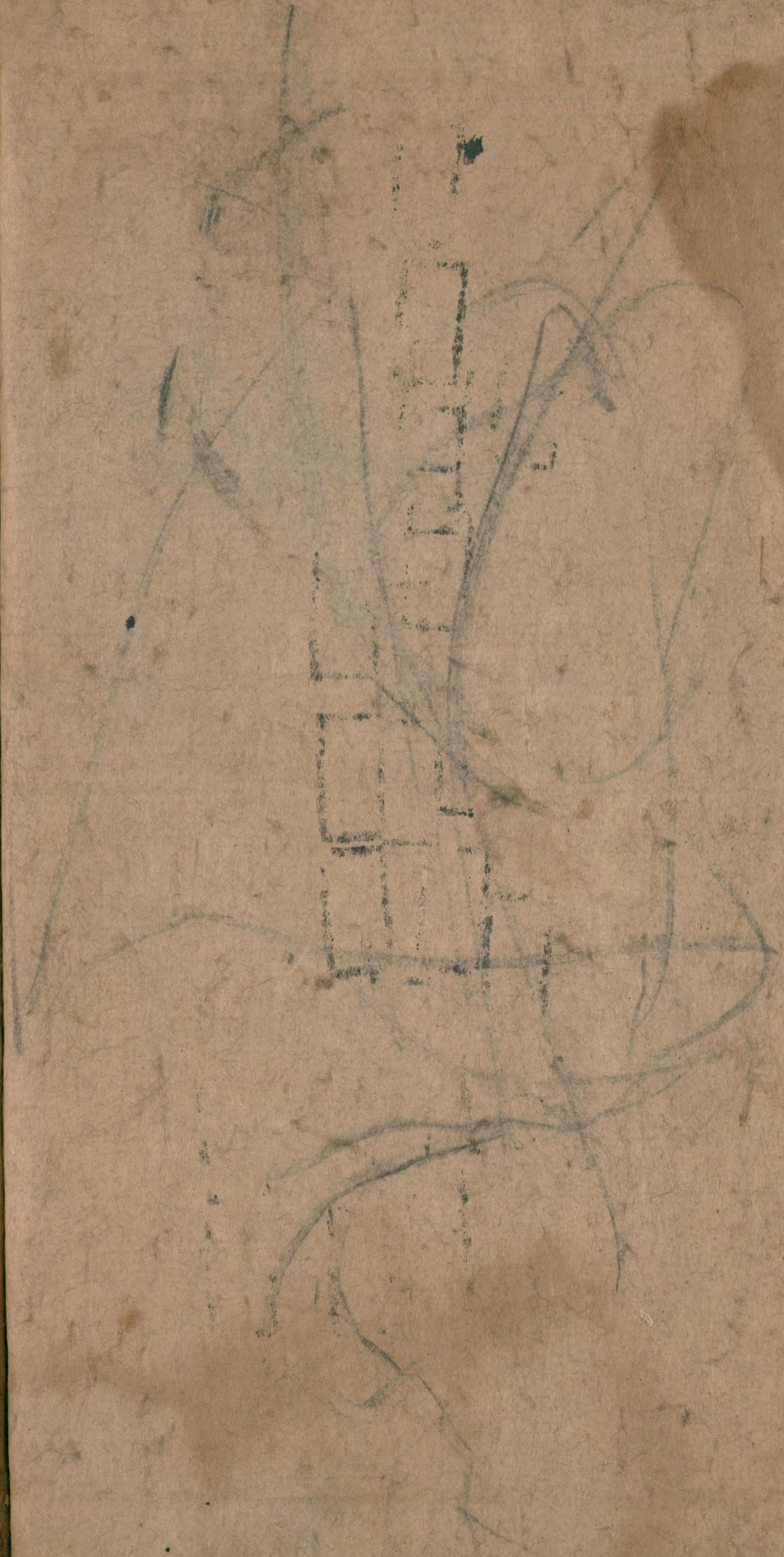

ガラス使用